

**地
上
デ
ジ
タル
放
送
受
信
相
談
会**

テレビは、平成23年(2011年)7月24日にアナログ放送から地上デジタル放送へ完全移行されます。これに合わせ、総務省東京都西テレビ受信者支援センター(デジパ東京西)では地上デジタル放送に関する受信相談会を開催します。地上デジタル放送に関する疑問、質問に相談員が無料でお答えします。

日 時 8月23日(月)～27日(金)
午前9時～午後4時
※正午から午後1時は除きます。

場 所 役場1階ロビー

問 合 セ

▼相談会に関すること
総務省東京都西テレビ受信者支援センター
〒716-2525
地上デジタル放送全般に関すること
総務省地デジコールセンター
タ 1 0 5 7 0 0 7 0 1 0 1

国民健康保険 限度額適用認定証(入院される方)

70歳未満の方

入院時に「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示すれば、1カ月ごとの1医療機関での窓口の支払額(保険診療分)が次の表の自己負担限度額までになります。なお、食事代、保険適用外の差額ベッド代などは別途負担してください。

なお、住民税非課税世帯は、食事代等が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請してください。

申請方法 保険証と印鑑を持参の上、住民課で認定証の交付を受けてください。

※7月31日までの有効期間の認定証の交付を受けていた方で、8月以降も入院が継続している方は、新たに申請が必要です。

◎70歳未満の方 自己負担限度額(月額)

区分	3回目まで	4回目以降
一般	8万100円+ (医療費-26万7,000円) ×1%	4万4,400円
上位所得者	15万円+ (医療費-50万円) ×1%	8万3,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

◎70歳以上の方 自己負担限度額(月額)

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	1万2,000円	4万4,400円
現役並み所得者	4万4,400円	8万100円+ (医療費-26万7,000円) ×1% ※4回目以降の場合4万4,400円
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ	8,000円	1万5,000円

上位所得…基礎控除後の所得が600万円を超える世帯

低所得Ⅱ…世帯主と世帯内の国保加入者が全員住民税非課税

低所得Ⅰ…世帯主と世帯内の国保加入者が全員住民税非課税、所得が0円

問合せ 住民課 ☎ 557-7578

ご存じですか「赤ちゃん・ふらっと」

小さなお子さんを連れての外出時、おむつ替えや、授乳などを行えるスペースがなかなか見つからなかったことはありませんか。

東京都では、そんな悩みを解消し、赤ちゃんとの外出がもっと楽しくなって気軽にふらっと外出できるように、おむつ替えや授乳などが行えるスペースづくりを推進する「赤ちゃん・ふらっと」事業を始めています。

現在、公園や、児童館などの公共施設、その他小さなお子様を連れて出掛ける施設(デパート、スーパー、遊び場など)に600カ所以上設置されています。



「とうきょう子育てスイッチ」 ▲このマークが目印です
ホームページでは、「赤ちゃん・ふらっと」の届出施設をマップでご紹介しています。ぜひ、ご活用ください。

一瑞穂町は、男女共同参画社会を推進しますー

PARTNER パートナー

ホームページ
<http://tokyo.kosodateswitch.jp/app/locations/>

「赤ちゃん・ふらっと」にご協力いただける事業者の方へ

「赤ちゃん・ふらっと」の設置・登録にご協力をお願いします。

詳しくは、東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。

ホームページ
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/akachanflat/index.html/>

問合せ 東京都 福祉保健局 ☎ 03(5320)4371

災害情報の
メールアドレス
mizuho.saigai@mpme.jp



防犯情報の
メールアドレス
mizuho.bouhan@mpme.jp



問合せ 秘書広報課 ☎ 557-7497

災害・防犯・行政情報のメール配信サービス

町では、携帯電話やパソコンに災害情報、防犯情報、行政情報を電子メールで配信しています。

災害情報としては、気象庁による市町村単位の警報についても配信します。

配信をご希望の方は、次のアドレスに空メールを送信し、返信メールからご登録ください。

※災害情報のみ、24時間の配信となります。

暮らしの情報

危険「クレジットカードで現金化」
消費者金融から新たな借り入れを断られてしまい、困っていたら、「クレジットカードで現金化」という看板を見つけました。電話をしたら、自分のクレジットカードを使って、ショッピング枠いっぱいに商品を買えば、買取ると言われました。信用しても大丈夫でしょうか。

答 質問

貸金業法が改正され(4ページ参照)、年収の三倍の一を超えてる人への貸し付けが禁止されました。お金が借りられないからといって、換金目的でクレジットカードを使用することはカード会社が禁止しています。カードが使用できなくなるだけでなく、詐欺罪が適用される可能性もあり、注意が必要です。

今回の相談は、買取屋の手口です。業者は換金性の高いパソコンなどをクレジットカードで買うよう指示します。商品を渡すと、業者が法外な手数料を引かれて、商品価格を大幅に下回る金額でしか買い取ってもらえないません。後日クレジットカード会社からは商品価格全額の請求書が届くので、債務はさらに膨らみ、大変危険です。

借金の問題は必ず解決できます。信頼できる窓口へ相談してください。

▼瑞穂町消費者生活相談窓口 ☎ 03(3233)1155
(月～土曜日 午前9時～午後4時)※祝日は除きます。
(毎週火・金曜日 午前9時～午後4時)※正午から午後1時までは除きます。

▼東京都消費生活総合センター ☎ 03(3233)1155
(月～土曜日 午前9時～午後4時)※祝日は除きます。
(毎週火・金曜日 午前9時～午後4時)※正午から午後1時までは除きます。

▼関東財務局東京財務事務所 ☎ 03(5842)7475
弁護士会立川法律相談センター ☎ 03(5481)7790
法テラス多摩 ☎ 050-3383-5327
司法書士会三多摩総合相談センター ☎ 0548-3933-5327

